

8 著作権改正と国際条約

TPPはコンテンツにも影響か!?

日本では2013年1月に改正著作権法が施行されるが、それに先立つ2012年10月に、違法ダウンロードの刑罰化や、暗号技術を回避したDVD複製（リッピング）の違法化がなされた。違法ダウンロードに関しては、有償の著作物を違法にダウンロードした場合に2年以下の懲役または200万円以下の罰金、あるいはその双方を科すとした。リッピングに関しては刑罰は規定されないものの違法行為とされた。このデジタル違法行為の取り締まりは権利者を守るものであるが、その背後には国際的な知的財産権の調和圧力もある。

国内ではあまり話題となっていないものの、欧州を中心とした知的財産権に係る国際条約として話題となったのが、「偽造品の取引の防止に関する協定（Anti-Counterfeiting Trade Agreement：ACTA）」である。

ACTAは日本が提唱し、カナダ、アメリカ、EU、韓国、メキシコ、シンガポールなど11カ国・地域との交渉によってまとめられ、現在は各国に批准を求めている。その目的は国際協力の推進や執行の強化、法的規律の形成であり、インターネット関連の規制事項も含まれている。それは、インターネットサービスプロバイダに対して海賊版等への一定の対応を求めるというもので、違法サイトへの対応や情報の削除、捜査当局への情報提供などが含まれる。条約批准国は、これらを必要に応じて国内法に盛り込むこととなる。

提唱国でもある日本では、大きな議論を呼ぶこともなく国会を通過し、世界初の批准へと向かった（そもそも現行の国内法が要件を満たしており、批准に当たり法改正は不要とみなれさせている）が、欧州では大きな反対運動を巻き起こした。

EU議会における批准手続きが進むなか、反対運動では、ユーザーがインターネットサービスプロバイダによって監視されたり、インターネット上の表現の自由や通信の秘密を脅かす可能性が高い点が強調された。ポーランドから始まった反対運動は200都市以上に広がり、当初、批准に賛成していたポーランドやドイツなどのEU各国も反対の意思を表明し、欧州議会でも批准が否決される結果となった。

そのような欧州の知的財産権と基本的人権を巡る議論のなかで、政治的に重要性を増しているのが海賊党である。2006年にスウェーデンで設立された海賊党は、著作権問題に焦点を当てた小政党として注目され、若い世代に支持を広げ、現在、2議席を欧州議会に確保している。欧州を中心に、海賊党が正式に政党として活動する国が広がっており、知的財産権に関する問題が市民運動や政治的な争点として浮上している。

欧州で反対運動が起こったACTAに限らず、国際的な調

和は経済協定等によってもたらされる。現在の日本に最も影響を与える可能性を秘めているのがTPPである。かねてより各国に厳格な取り締まりを求めているアメリカも交渉に加入しており、著作権法についても米国著作権法の内容を標準として各国に要求する可能性もある。特に、国内で懸念されているのが、著作権保護期間の延長や非親告罪化、法定賠償金である。

保護期間延長は、加盟国間で足並みを揃え、保護期間を他国の基準に合わせる必要が生じる可能性がある。また、現在の国内法では著作権者が告訴しなければ侵害者は刑事責任を負わないが、非親告罪となると、著作権者が告訴せずとも、第三者の告発や警察による職権で刑事責任を追及可能となる。法定賠償金は、損害額の立証が困難である場合に一定の計算方法で賠償額を算定するものだが、実質的な損害額を超える懲罰的賠償となり、萎縮効果をもつ。

著作権法は各国の文化や立法目的を反映して、内容も多様であった。それがグローバルなコンテンツの展開にとって障害となる部分もあったが、経済協定や条約により国際的な調和が進む状況となっている。日本もその影響から逃れることはできず、他国による海賊版取り締まりのために著作権保護を求めるだけでなく、それによって国内法が改正され、国内でのコンテンツ利用や商習慣が大きく変わる可能性もある。TPPへの日本の参加不参加は明確ではないが、このような経済協定が国内の著作権法に影響を与え、ひいては国内のメディア、コンテンツ産業にも影響を及ぼすことを意識する必要はあるだろう。

■ 図表II-8-1 欧州 ACTA 反対デモ



(AFP=時事 撮影日2012-02-11)